

随意契約の結果

【令和7年2月分】

コンサルタント業務

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
豊四季台団地第V期A街区土木修 正設計	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 井添 清治 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和7年2月10日	エイコウコンサルタント (株) 青森県八戸市大字長苗代字 下亀子谷地1-1-2	2420001006373	4,403,300円	4,400,000円	99.9%	本業務は、原設計業務の「豊四季台団地第V期A街区土木 実施設計」により作成した設計図書の修正を行う修正設 計業務であり、原設計業務との継続性を必要とし、密接 不可分かつ責任範囲（瑕疵担保責任）の明確化が必要な ため、会計規程第51条第3項第3号に基づき、原設計業務 の受注者である当該業者と随意契約を行うものである。	-				
豊四季台団地（建替）第V期造園 その他修正設計	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 井添 清治 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和7年2月18日	(株) 中央造園設計事務所 東京都大田区南雪谷2-1 7-7	7011101013008	4,596,900円	4,400,000円	95.7%	本業務は、原設計業務の「豊四季台団地（建替）造園そ の他実施設計」により作成した設計図書の修正を行う修 正設計業務であり、原設計業務との継続性を必要とし、 密接不可分かつ責任範囲（瑕疵担保責任）の明確化が必 要なため、会計規程第51条第3項第3号に基づき、原設計 業務の受注者である当該業者と随意契約を行うものでは ない。	-				
R O 6 袖ヶ浦団地環境整備（土 木）変更設計	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 井添 清治 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和7年2月26日	まち環境エンジニアリング (株) 東京都荒川区東日暮里5- 52-10	8011101031487	1,350,800円	1,342,000円	99.3%	原設計業務との継続性を必要とし密接不可分であるかつ 責任範囲（契約不適合責任）の明確化が必要なため、会 計規程第51条第3項第3号に基づき、原設計業務を履行し た当該業者と随意契約を行うものである。	-				